

令和2年4定 予算特別委員会(部審査) 開催状況

開催年月日 令和2年12月8日(火)

質問者 日本共産党 宮川 潤 委員

担当部課 総合政策部航空局航空課

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>三 空港一括民間委託等について</b></p> <p><b>(一) 公費負担について</b> 今年1月から、道内7空港の一括民間委託がスタートしました。スタート直後からコロナ禍によって、国際線の離着陸がゼロになるなど、大幅な経営計画の見直しを余儀なくされる状況ですけれども、道の負担額について変更はないのか、まず明らかにしていただきたいと思えます。</p> <p><b>(二) 北海道エアポートの運営について</b> 北海道エアポートの蒲生社長自身が「本格的な回復にはまだ5～6年かかる」とおっしゃっているそうであります。従前の運営計画からも大きく変わってきていますけれども、まずどう変わってきているのか。また来年3月の女満別空港の運営開始に影響はないのか、伺います。</p> <p><b>(三) 財産の1円売却について</b> 女満別空港の特定運営事業等用物品として消防車、除雪車等を売却するとしています。旭川空港ではスノーシューパーという除雪用車両が4年以上使用されていれば、1台1円で売却されています。住民共有の財産がただ同然で、民間に払い下げられたものだと考えます。女満別空港では、同様に1円で払い下げられるものがないのか、伺います。</p> <p><b>(四) 売り払う財産の価格について</b> 中古品として市場に売却すれば、もっと高い妥当な金額がつくのではないですか。そういう比較は行っているんですか、伺います。</p> <p><b>(四) 一 再</b> 私は、1円で売却されるということになれば、それは市場に出せば高い妥当な価格がつくのではないかと、そういう比較はしたのかという質問だったんですけれども、お答えになっていないので、それは恐らく、していないということなんだろうと思います。1円で売却するというものがあると思うのですけれども、どういうものが1円で売却されるものとなりますか。</p>	<p><b>【嶋田空港戦略担当課長】</b> 民間委託に係る費用負担についてでございますが、道が管理する女満別空港の民間委託に当たっては、委託期間を通じて、収入を上回る費用が発生する見込みであることから、道が公費を支出する混合型コンセッション方式を採っているところでございます。 昨年10月31日に北海道エアポートと締結した実施契約においては、道は、消費税を除き102億3,300万円を上限として更新投資に係る費用を負担することとしており、その金額については、いかなる事由があった場合も、変更はしないものとしておるところでございます。</p> <p><b>【嶋田空港戦略担当課長】</b> 北海道エアポートを取り巻く状況についてでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、航空需要が大幅に落ち込み、北海道エアポートは大変厳しい経営環境に直面しているところでございますが、感染症収束の目処がつかない中、同社の収入等への影響も見通せない状況にあることから、計画見直しの具体的な内容はいまだ確定していないところでございます。 また、女満別空港の民間委託については、予定どおり、来年3月1日より、北海道エアポートに滑走路等の運営を移行することとしております。</p> <p><b>【嶋田空港戦略担当課長】</b> 譲渡する物品についてでございますが、実施契約においては、女満別空港の滑走路等の運営移行に当たり、道から北海道エアポートに対し、消防車両など空港運営に必要な物品を譲渡することとしております。 このたび議案として提出した金額は、北海道エアポートより、道が作成した予定価格以上の額を記載した有効な見積書が提出されたことから、同社との間で仮契約を締結し、決定したものでございますが、見積書の金額は物品一式の金額であるため、個々の物品の金額をお示しすることはできないところでございます。</p> <p><b>【嶋田空港戦略担当課長】</b> 譲渡する物品の価格についてでございますが、民間委託の公募に当たっては、空港運営に係る費用に対する道の負担上限額について、応募者から削減額の提案を求める前提として、道から運営権者に行う物品譲渡について、あらかじめ減価償却により予定価格を算定するという考え方を示しております。 このため、このたびの物品譲渡に係る手続きについては、公募時に示した考え方に沿って進めているものであり、この取扱いは、これまで民間委託を実施してきた国管理空港の事例と同様である他、道内7空港一括民間委託において、他の管理者も同様としておるところでございます。</p> <p><b>【嶋田空港戦略担当課長】</b> 売り払いに当たっての考え方についてでございますが、取得した物品が法人税法上の耐用年数を経過した場合は、減価償却によりその帳簿上の価格が1円となるものがございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(四) 一再々</b> 減価償却したものだということになりますけれども、それでは、償却期限が過ぎたものにはどういものがありますか。</p> <p><b>(四) 一再々々</b> そうすると、その消防車や除雪車などは1円で売却するということになるんだと思いますけれども、その価格については一括になっているので示すことができないとされました。売却した後は、予定価格として公開することはできますか、伺います。</p> <p>償却期限が過ぎたとしても、市場で売り払えば、適切な価格がつくと思うので、それが1円ということになりますと、私は住民合意という点では、なかなか得られないものだと思いますよ。</p> <p><b>(五) 土地の無償貸付について</b> 女満別空港の土地の無償貸し付けでありますけれども、2049年10月30日を過ぎても、事業が継続する限り無償で貸与することになりますか。これは事業者にとってあまりにも都合の良い条件と考えますけれども、いかがですか。</p> <p>事業者がいつまでもと言えればいつまでも無償でということになるのであれば、それは事業者にとって都合の良い条件となるのではないのでしょうか。</p> <p><b>(六) 今後の取組について</b> 今回のコロナ禍で委託企業は厳しい経営になっています。それで道民負担が増大するような事態にならないよう、道として対等な立場で責任をもって取り組んでいく必要があると考えますけれども、いかがですか。</p> <p>事実上、期限なく無償でということ、それから物品の売却に当たっても住民の、道民の皆さんの合意が得られないような、納得が得られないようなことがあると思いますけれども、そこは道民の財産をしっかり守っていくということも含めて、しっかり取り組んでいきたいということをお願いして、質問を終わります。</p>	<p><b>【嶋田空港戦略担当課長】</b> 譲渡する物品についてでございますが、このたび譲渡する物品は、現在、道が空港運営に当たり使用しているものであり、使用している期間が、法人税法上の耐用年数を経過している物品のうち、主な物品としては、消防車や除雪車などがございます。</p> <p><b>【嶋田空港戦略担当課長】</b> 道の予定価格についてでございますが、譲渡契約を締結した後については、道が積算した予定価格を提示できるものと考えているところでございます。</p> <p><b>【嶋田空港戦略担当課長】</b> 財産の無償貸付けについてでございますが、民間委託の公募に当たっては、空港運営に係る費用に対する道の負担上限額について、応募者から削減額の提案を求める前提として、道から運営権者に行う空港用地の貸付けについて、あらかじめ事業期間の延長があった場合を含む空港運営事業の期間中、無償で貸し付けるという条件を示しております。</p> <p>このため、このたびの無償貸付けに係る手続きについては、公募時に示した条件に沿って進めているものでございます。</p> <p><b>【佐藤空港戦略担当局長】</b> 道内7空港一括民間委託に関しまして、今後の取組についてでございますが、道内7空港の一括民間委託による効果を確認なものとし、空港運営が安定的に実施されるためには、北海道エアポートによる上下一体の空港運営が円滑になされることが重要と考えております。</p> <p>このため、女満別空港の民間委託に当たっては、公募条件や実施契約に則って着実に引継ぎを行うとともに、他の管理者とも密接に連携を図りながら、実施契約などに定められた業務の履行状況や、財務状況に対するモニタリングを実施するなど、北海道エアポートにより安全な空港運営が行われるよう、適切に対応してまいります。</p>